

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	個人住民税(税務LAN)に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税(税務LAN)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和4年7月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税準備にかかる事務
②事務の内容	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、住民・国税庁等から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払い報告書を元に個人住民税を計算し、賦課決定する。 ・確定申告書や住民税申告書の受付を行い、当初課税資料を管理する。 <p>【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①申告等情報の受領及び管理 ②住民登録がない者の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ③住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ④他自治体課税であることが判明した場合の資料回送
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	課税準備(税務LAN)システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①当初課税資料管理機能 給与支払報告書、公的年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書、その他課税資料等を取り込み、管理する。課税資料の関連チェックを行う。 ②申告データ作成機能 申告内容に基づき、所得情報や控除情報を入力し、確定申告書または住民税申告書を作成する。 ③当初課税データ作成機能 個人住民税システムに取り込む当初課税データを作成する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (番号管理システム)</p>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 税務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民及び市外在住の課税対象者並びにそれらの被扶養者
その必要性	個人住民税を公平・公正に賦課するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために記録 ・4情報、その他住民票関係情報:対象者の賦課期日時居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報:対象者の確定申告書等に係る情報に基づき、住民税の算出、増減額を行うために保有 ・医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:保険料等の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報:障害者関係情報に基づき、非課税者の抽出、減免および控除額の算出を行うために保有 ・生活保護関係情報:生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免の算出を行うため ・雇用・労働関係情報:雇用保険等の情報に基づき、社会保険料控除の算出及び、労働関係情報に基づき、特別徴収税額決定通知の発送および普通徴収切替処理を行うため ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出等を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和4年1月1日
⑥事務担当部署	行政管理部 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、医療保険課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (公的年金支払者・給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTaxシステム、国税連携システム)								
③使用目的 ※	課税の根拠となる課税資料を基に納税義務者の特定を行い、公平・公正な賦課を行うため。								
④使用の主体	使用部署	税務課							
	使用者数	[<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	各入手元から取得した申告情報を基に当初課税データを作成する。								
	情報の突合	①申告情報内の宛名情報を共通宛名システムより取り込んだ個人番号と突合する。 ②課税対象者のうち、住登外対象者について個人番号と突合できない場合は、情報提供ネットワーク等を参照し、個人番号を特定する。							
⑥使用開始日	令和4年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
課税準備(税務LAN)システムの運用管理業務		
①委託内容	申告情報のデータ化及び賦課計算による当初課税データの作成・運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社アイネス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
課税資料パンチ業務		
①委託内容	課税資料のデータ入力作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ICCデータプラス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書
	⑥再委託事項	業務繁忙期の入力作業
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室カード(ICカード)による認証を用いた電子錠で入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 課税対象者情報として、以下の項目を記録している。

住民コード 世帯番号 世帯並びサブコード 住民税用世帯番号 生年月日 誰に世帯 誰に住民 扶養者特定表示 扶養専従区分
カナ氏名 氏名 続柄 性別 住所漢字 方書漢字 郵便番号 電話番号 行政区 死亡転出フラグ 転出先郵便番号 転出先住所 生
保区分 死亡転出転入年月日 家屋敷事業所フラグ 国保納付額 介護納付額 後期高齢納付額 障害区分 申告に準ずる事項

(2) 課税内容として、以下の項目を記録している。

住民コード レコード区分 事業所番号 受給者番号 生年月日 課税区分 控配有無 未成年 老年者 寡フ区分 勤労学生 老非該
当 本人障害 老人扶養人数 同居老人扶養人数 特定扶養人数 その他扶養人数 年少扶養人数 特障扶養人数 同居障害者人数
他障扶養人数 控配同特障区分 青白区分 本人専従 専従配偶者 専従その他人数 非課税コード 所得割課税表示 資料種別
コード 乙欄 農業区分 自主決定フラグ 海外フラグ 所得税有無 均等割のみ 均等割軽減 均等割なし 減免区分 生活保護 配
特有無 申告書番号 専従者給与合計 所得統一コード 所得金額 控除統一コード 控除金額 課税統一コード 課税金額 算出所
得割額統一コード 算出所得割額 市差引所得割額統一コード 市差引所得割額 市均等割統一コード 市均等割額 都差引所得割統
一コード 都差引所得割額 都均等割統一コード 都均等割額 算所市所得割平均税率 算所都所得割平均税率 年税額 特徴課税
課税標準額総 特徴課税標準額その他 特徴課税差引所得割額市 特徴課税均等割額市 特徴課税差引所得割額都 特徴課税均等
割額都 特徴課税既年税額 普徴課税課税標準額総 普徴課税課税標準額その他 普徴課税差引所得割額市 普徴課税均等割額市
普徴課税差引所得割額都 普徴課税均等割額都 普徴課税既年税額 差引税額市 差引税額都 差引税額合計 全体市差引所得割
額 全体市均等割額 全体都差引所得割額 全体都均等割額 特徴市差引所得割額 特徴市均等割額 特徴都差引所得割額 特徴
都均等割額 普徴市差引所得割額 普徴市均等割額 普徴都差引所得割額 普徴都均等割額 エラー表示 課税資料種別 課税簿冊
番号 課税一連番号 本人希望徴収区分 譲渡配当割還付金額 性別 備考 控除不足額 債権額 年金特徴義務者コード 年金種
別コード 年金特徴課税課税標準額総 年金特徴課税標準額その他 年金特徴課税差引所得割額市 年金特徴課税均等割額市 年
金特徴課税差引所得割額都 年金特徴課税均等割額都 年金特徴課税既年税額 年金特徴市所得割表示用 年金特徴市均等割表
示用 年金特徴都所得割表示用 年金特徴都均等割表示用 年金特徴期別税額月 年金特徴普徴税額年金分期 年金特徴期別充当
額月 年金特徴普徴税額年金分期充当額 年金普徴課税既年税額 居住年月日 住宅旧制度フラグ 申告年月日 処理年月日 特徴
月別額 特徴月別充当額 特徴月別番号 調停年度 普徴期別額 普徴期別充当額

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>●対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <p>①住民以外の申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p> <p>②申請書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにする。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。（ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。）</p> <p>●対象者における必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <p>①本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p>②不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。</p> <p>③電子記録媒体での課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、もし送付誤り（他自治体分等）が判明した場合は返却する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①課税準備(申告支援)システムは、業務に関係のない情報を保有していない。</p> <p>②システム毎のアクセス制御と利用者単位での権限管理をしており、事務に必要な情報については参照できないよう制御を行っている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>・ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>・認証後は、ユーザー毎に利用可能な機能を制限している。</p>
その他の措置の内容	<p>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</p> <p>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 一括再委託の禁止 必要に応じて、本市が業務の執行状況に関して調査を行うことができる。 受注者は、この業務の執行により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同様、本市が業務の執行状況に関して調査を行うことができる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 委託先との特定個人情報の定例の授受について運用を定めている。 委託先がシステムの資源・DBIにアクセスする場合、委託元へ申請し承認を受けることが必要となっている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<small><選択肢></small> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<small><選択肢></small> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。			

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
②請求方法	小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例第9条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	
③結果	

